

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ)第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a)新築されたもの

(b)建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c)新築されたもの

(d)建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e)新築されたもの

(f)建築後使用されたことのないもの

(ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた
家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋

年 月 日

{ (ハ) 新築 }

{ (ニ) 取得 }

がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

記

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	番
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

令和 年 月 日

京都府木津川市長

河井規子